

第 7 号議案

府中市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 月 2 0 日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

府中市体育施設条例施行規則（昭和39年6月教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「プール（府中市民プールを除く。）」を「西府プール」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

参考（第10条関係）

府中市体育施設条例施

新

（プール等の開場期間及び時間）

第10条 省 略

2 西府プールの開場時間は、午前10時から午後5時30分までとし、入場時間は、次のとおりとする。

省 略

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

行規則新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（プール等の開場期間及び時間）

第10条 省 略

2 プール（府中市民プールを除く。）の開場時間は、午前10時から午後5時30分までとし、入場時間は、次のとおりとする。

省 略